

第4章 国立大学法人の施設管理

丸山文裕（国立大学財務・経営センター）

1. 国立大学の施設整備の仕組み

国立大学法人の建物等の取替え更新の財源は、国が施設費として措置する仕組みであって、法人の運営責任の範囲外とされている。よって国立大学法人の施設整備費は、運営費交付金とは別に国と国立大学財務・経営センターによって用意される。国は施設整備計画を策定し、毎年度の整備方針を公表する。この整備方針は透明性を高めるため、最近では第三者の意見を取り入れることとしている。それに基づいて、交付要綱に沿って定額を施設整備費補助金として交付する。財源は一般会計予算である。また国立大学財務・経営センターは、各国立大学法人が土地を処分して得られた収入の一部を受け入れ、それを財源として、国の定めに基づき国立大学財務・経営センター施設費交付金として国立大学法人に用意する。これらの資金によって各法人は、施設整備、大型設備、不動産購入、船舶建造、災害復旧などを行う。

また国立大学財務・経営センターは、財政融資資金等を調達し、それを財源として附属病院の施設整備、病院設備のため国立大学財務・経営センター施設費貸付金を用意する。各国立大学法人は、この借入金を病院収入等で返済する。

以下の表4-1のように国立大学法人の施設整備費補助金は、平成13年度以降当初予算額で見ると着実に減少している。しかし補正予算によって毎年の配分総額は一定ではない。

表4-1 施設整備補助金の推移 単位：億円

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	合計
当初予算	823	804	670	695	550	518	4,060
補正予算	3,957	1,156	0	359	666		6,138
合計	4,780	1,960	670	1,054	1,216	518	10,198

文部科学省資料より

さらに各大学は、国や国立大学財務・経営センターからの資金以外に、自己収入等によって施設整備を行うこともできる。自己収入には、個人や企業からの寄付、産業界や地方公共団体との連携、他省庁との連携がある。これらの例として京都大学の半導体製造企業からの寄付による产学連携施設の新設、東北大では産業界からの寄付で未来情報産業研究館の建築、北海道大学の函館市との連携によるマリンサイエンス創生研究棟が挙げられる。他省庁との連携例として、信州大学は経済産業省とアサマ・リサーチエクステンションセンター等、東京農工大学は、産業総合技術研究所と次世代モバイル用表示材料共同研究開発センターの建設がある。

また学生寄宿舎、産学連携施設等の収入が見込まれる施設・設備の整備には、その収入で償還

できるのであれば、民間金融機関からの長期借り入れも可能である。これについてはキャンパス移転に係わる施設・設備の整備の場合、跡地処分収入が見込めれば、同様に長期借り入れも可能である。筑波大学では、キャンパスの借地部分を長期借入金により一括購入している。

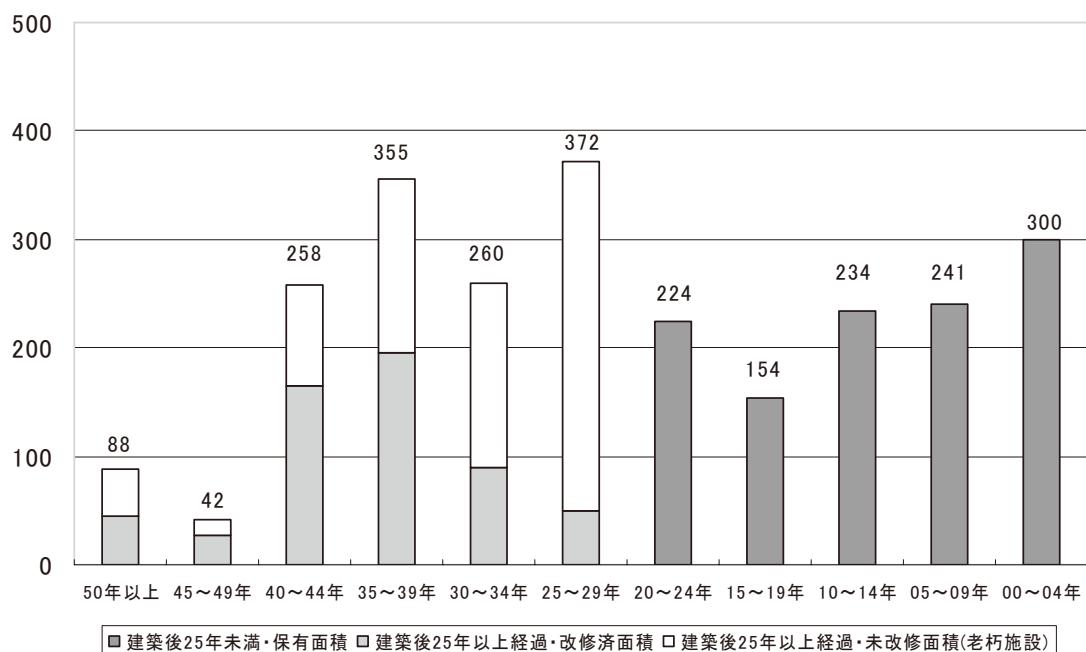
なお国立学校特別会計時代には、施設の維持管理経費は、明確に定義されていなかったが、法人化後は教育研究施設の維持保全に対して、運営費交付金の標準運営費交付金の教育等施設基盤経費として算定ルールに含まれ、それによって交付される。また特定運営費交付金の中には、教育研究施設の新設、教育研究事業費、教育研究設備費等に対して特別教育研究経費がある。

2. 施設整備の現状

文部科学省によれば、国立大学の施設は、平成13年3月に閣議決定された「第二期科学技術基本計画」により、同年4月に策定した「国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づいて重点的・計画的に整備されてきた。それによって大学院施設の狭隘解消、卓越した研究拠点の整備、大学附属病院の整備については整備目標を概ね達成されたという。老朽改善整備については、整備目標の約600万m²のうち421万m²が整備された。

「5か年計画」によって老朽改善整備は着実に行われたが、老朽化は経年により進行する。よって事実として、図4-1のように老朽化は整備のスピードよりも速く進行し、大規模な改修が

図4-1 国立大学法人等建物経年別保有面積（平成18年5月1日現在）



文部科学省資料より

必要とされる施設は、平成 17 年度末の時点で約 700 万 m²となり、5 か年計画策定時より増えている。

そこで平成 18 年 3 月に閣議決定された「第三期科学技術基本計画」を受け、文部科学省では「第 2 次国立大学等施設緊急整備 5 か年計画」策定した。そこでは老朽施設の再生を最重要課題とし、国立大学等において整備が必要な面積約 1000 万 m²のうち約 540 万 m²を整備目標としている。整備計画は、教育研究基盤施設の再生（老朽再生整備：約 400 万 m²、狭隘解消整備：80 万 m²）および大学附属病院の再生（約 60 万 m²）である。

しかし平成 8 年の「第一期科学技術基本計画」開始から平成 18 年度まで、公共投資関係費総額減少のあおりを食って、当初予算ベースで施設整備費補助金は毎年減少している。

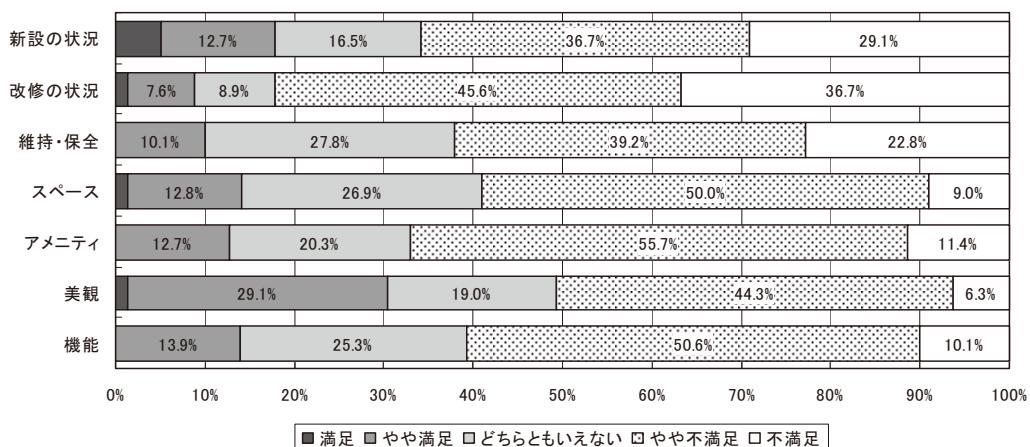
また国立大学法人の自己収入による施設整備については、平成 13~17 年度で約 620 億円かけて約 28 万 m²がなされた。そのうち企業等の寄付が 133 件、約 10 万 m²、約 310 億円、地方公共団体との連携が 83 件、約 62 億円、他省庁との連携が 4 件、30 億円である。さらに PFI による整備は、同時期に 24 件、約 42 万 m²、約 1220 億円である。これは 5 年間の実績であり、年平均にすれば約 5 件である。

ここでは以上のような老朽化が問題となっている国立大学の施設についての質問紙調査結果に基づいて、施設管理の実態、問題点を明らかにしたい。この調査では国立大学の施設の状況、新設・改修、施設管理等について、施設マネジメント担当理事がどのような意見を持っているか伺った。

3. 施設の状況

まず図 4-2 に示した各項目の施設の満足度について聞いた。その結果、現有施設に対する満足度は、いずれも項目でも高くない。中でも施設の改修状況については、有効回答の 82.3%が不満足と答えている。不満足度の高い順番は、アメニティ、施設の新設状況、維持保全状況、機能、

図 4-2 施設の満足度



スペース、である。不満足度の比較的低い美観についても、半分以上が不満足と答えている。このように十分予想されたように、施設の現状に対する施設担当理事の満足度は低い。

次に学内施設のスペースについても意見を伺った。これについても十分であると考えられていない。福利厚生のスペースが十分でないという回答が一番多く、研究スペース、教育スペースと続く。

さらに施設の老朽度や耐震性も問題であると回答する大学が多い。文部科学省によれば国立大学の建物の耐震化率は67%であるが、ほとんどの大学に耐震性に問題がある施設があると思われる。それぞれ有効回答の6大学と10大学が問題なしと答えるに過ぎない。

自大学の部局間で、施設面積に偏りがあると半数以上の大学が回答している。問題ありと答えた大学のほとんどが偏り是正に取り組んでおり、その具体策は、施設マネジメント委員会を設置したり、スペースチャージ制を導入したりしていることが挙げられている。ユニークな例としては、定年後の教員研究室や実験室を学長保有とし、使用困難度に応じて再配分を行っている大学があった。

4. 施設の状況調査と有効利用

ほとんどの大学が、全学的施設マネジメント委員会を設置している。そしてその委員会を設置している80.8%の大学が、委員会が機能していると答えている。

施設マネジメントの第一歩は、状況調査によるデータ収集である。ほとんどすべての大学が、自大学の施設の利用状況の調査を行っている、または予定であると回答している。これについては、各大学では法人化前からほとんどの大学で実施されており、法人化後特に増えているわけではない。その調査の具体的な内容は、面積、稼働率などを含む利用状況調査であり、大学によってはその結果、再配分、共用スペース化を行うところもある。

89.9%の大学が共同利用スペースの確保のため、学内管理規定を作成している。これについては取り組みが早く、70%の大学が法人化以前から管理規定を有していた。今後についても共同利用スペースを拡大したいと考える大学がほとんどである。その使途については、プロジェクト研究と答える大学が多い。

また外部施設を有料にて借りている大学は、70%近くになる。東京オフィス、サテライトキャンパスなどであり、年間600万円以上支払う例もある。法人化前の調査では、学外施設の借り上げは、僅か6大学であったので、大きく増えている。

5. 資金調達

法人化後の施設の新設・改修にあたって、文部科学省の関係予算（国立大学財務・経営センターの施設費貸付事業や施設費交付事業を含む）以外の資金を調達するために、全学レベルで特別な取り組みをしているのは、国立大学全体で34.5%である。旧帝大は7大学中5大学が特別な取り組みをし、この取り組みに関して積極性が伺える。

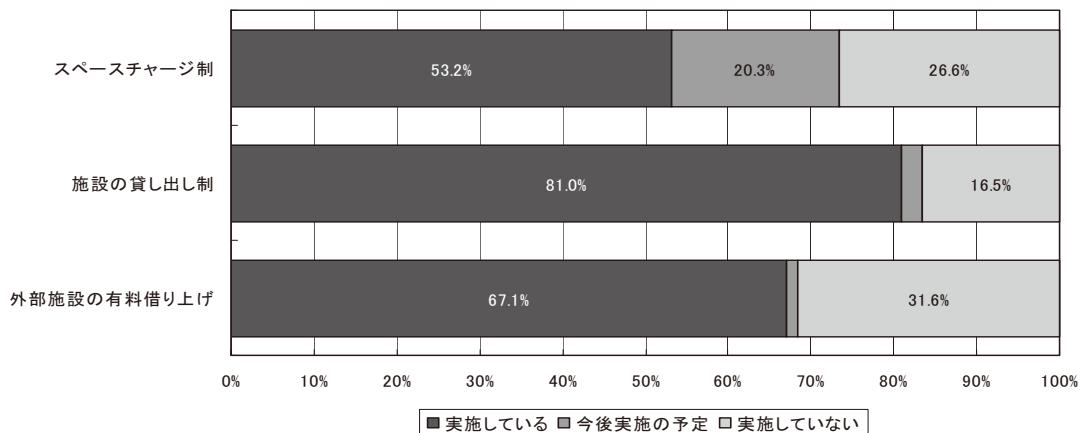
資金源は、同窓会、後援会、生協、企業からの寄付金である。地方自治体との連携からも資金

を得ている場合もある。使途は、駐車場整備、会館等新設である。京都大学では、半導体製造のローム㈱から23億円相当の産学官連携施設の寄付を受け、船井電機㈱および個人の寄付により国際会議場、屋内運動施設兼地域連携施設の寄付も決まっている。さらに個人の寄付により図書館建設も決まっている（本間）。

この質問紙調査ではPFI事業について、それを実施しているのは11大学であることが示された。それらは旧帝大と医総大である。これについて規模が関係していると考えられる。その内容は、学生宿舎整備などが挙げられている。法人化前に実施した調査では、ほとんど同数であった。PFIによる施設整備の方法は一部で注目されているが、国立大学での適用はそれほど進んでいないといえる。そして現在実施している11大学のほとんどが、今後もPFI事業を拡大したいとしている。1大学だけが今後は分からないと回答している。

図4-3のように施設利用についてスペースチャージ制（学内施設の利用に関して、一定の料金体系に基づき学内利用者に有料課金をするもの）を実施しているのは、国立大学全体で51.2%であるが、旧帝大と医総大では特に多く実施されている。また今後実施の予定と答えた大学をあわせれば、70%以上になる。対象は、プロジェクト研究やレンタルラボ用に共用スペースなどである。料金は、300円/m²から15,000円/m²と分散している。国立大学財務・経営センターが実施した法人化前の国立大学調査では、実施しているのは20大学に過ぎなかったので、この取り組みは法人化を契機に大幅に増えたといえる。

図4-3 施設の利用



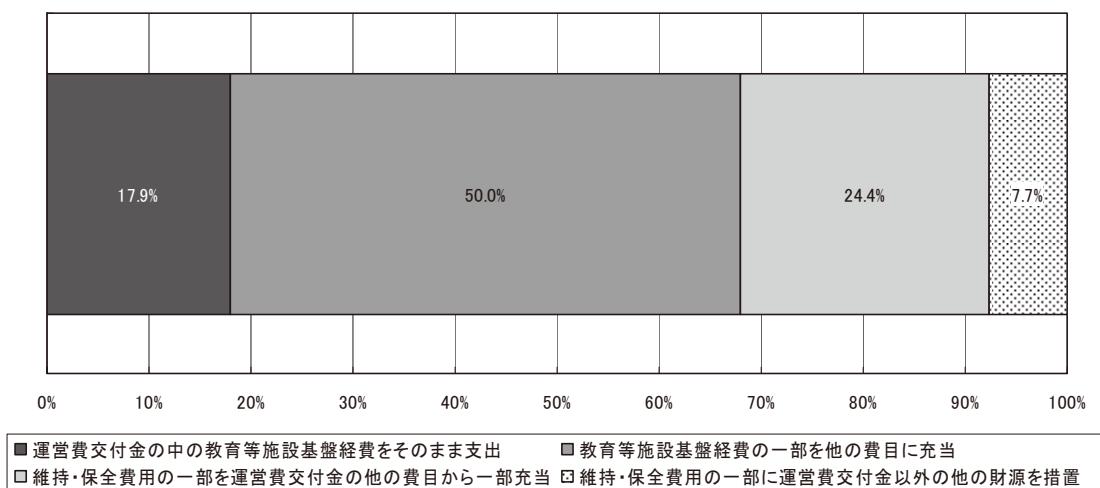
また学外者に施設を提供し、料金を課している大学は、有効回答の80%以上になる。それらには体育施設、講義室、ホールなどが含まれる。国立財務・経営センターの法人化前の調査では、このような取り組みを行っているのは、約3割の大学だったので、これについても大幅に増えているといってよい。使用目的は多様であろうが、講義室の場合は学会開催が多いと推測される。

このように施設の新設・改修についての資金調達は、法人化後多様化したと考えられるが、これについて特に旧帝大の積極的な取り組みが判明した。

図4-4のように各大学は施設の維持・保全費用の調達に関してさまざまな方法を用いている。

約半数の大学は、運営費交付金の教育等施設基盤経費を使用し、残りを他の費目に充当していると回答している。残りの大学は、教育等施設基盤経費をそのまま支出したり、維持・保全費用の一部を運営費交付金の他の費目から一部充当していると答えている。6 大学が、維持・保全費用の一部に運営費交付金以外の財源を措置していると答えている。その内容は、科学研究費の間接経費の使用を挙げている大学があった。

図 4-4 施設整備補助金の推移



6. 予算

財務担当理事に対する質問から、図 4-5 に示したように、法人化後の各大学の予算配分が、部局よりも全学的経費を重視する傾向があると確認できた。この傾向は、施設整備費や施設の維持・保全費についてもいえる。これらの経費について全学的な経費は、大きく増加またはやや増加と答えた大学があるが、部局の施設設備費や施設の維持・保全費が、大きく増加またはやや増加と答えた大学はほとんどない。部局経費が法人化前と変わらないと答えた大学が多いが、大きく減少またはやや減少と答えた大学もある。

予算の配分額について図 4-6 のように、約 8 割の大学が全学的な施設整備費が、やや不十分または不十分と答えている。約 7 割が全学的な施設の維持・保全費が、やや不十分または不十分と答えている。全学的な施設整備費に比べると、部局の施設整備費や部局における施設の維持・全費の不足感は小さいものの、約 6 割の大学が、それらがやや不十分または不十分と回答している。

図4-5 法人化後の予算の変化

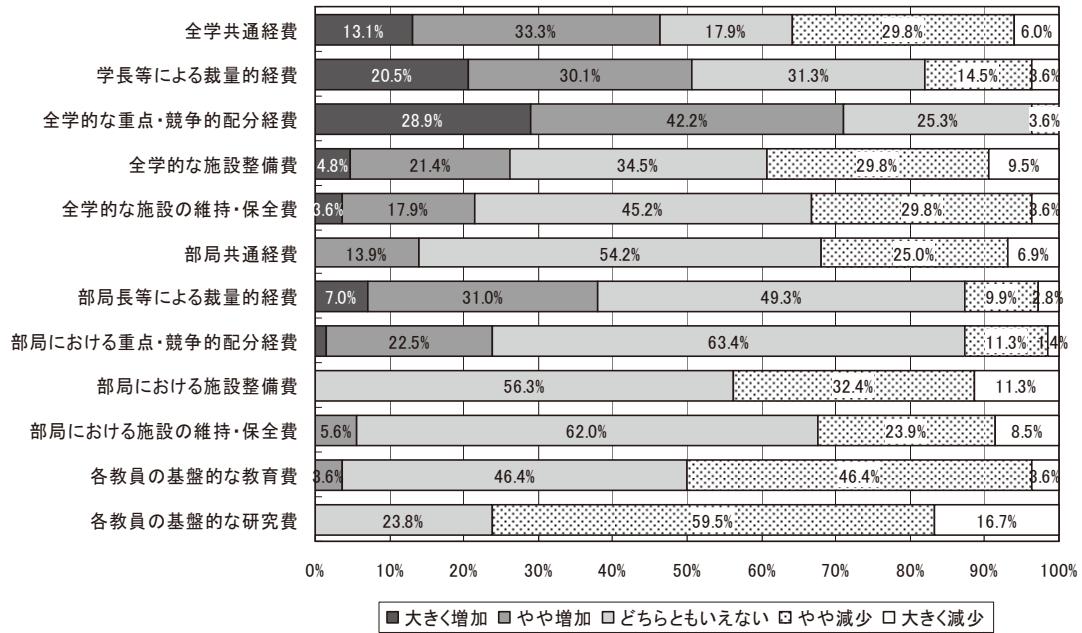
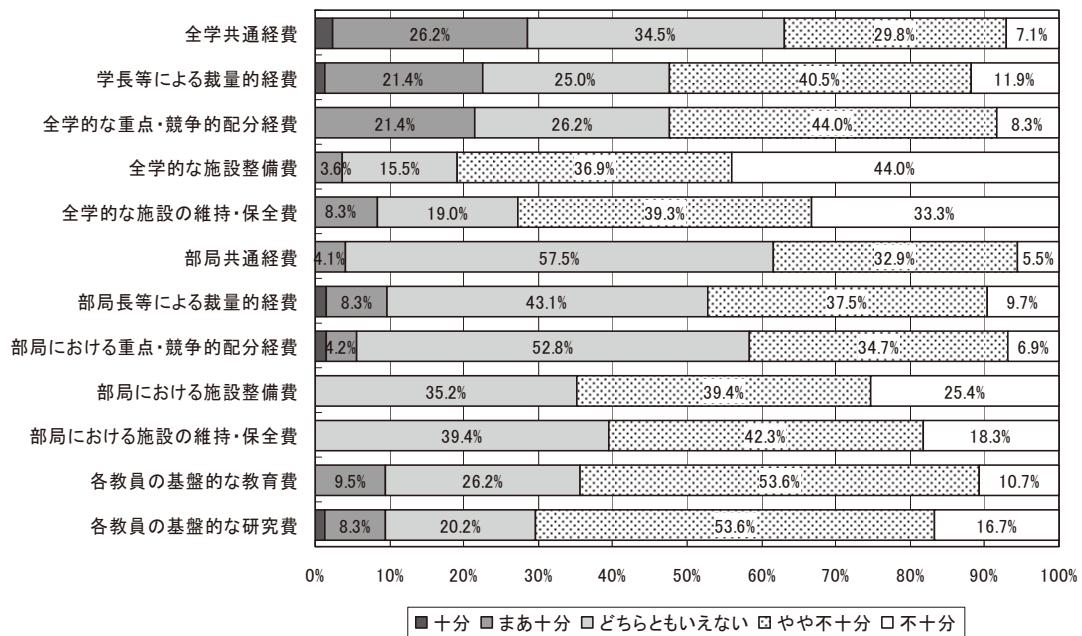


図4-6 予算の配分額



7. 自由回答の整理分析

施設に関する自由回答には、法人化による自由裁量度が大きくなったことによる改修の容易化が指摘された。また同時に施設管理の効率化ももたらされているようである。

しかし、ポジティブな面がある反面、予想されたように施設整備費や維持管理費の絶対額の不足が各大学から表明され、それに対する国の支援が求められている。国の支援は、特に規模の小さな大学から切実な声があがっている。

旧帝大などの大学は、国の補助金以外でも施設の新設や改修のための資金を調達している。またこれらの大学はPFI事与にも積極的に取り組んでいる。施設整備費や維持管理費は、絶対額の問題と他方格差の問題が法人化後に、生じてきたと思われる。

7-1 法人化の恩恵

自由回答には以下のような法人化後の自由度の拡大のメリット、施設管理の効率化が表明されている。

- ・ 法人化後は大学独自で改修が行えることになり、小規模で可能な範囲で改修を行い、予算の有効利用が図れるようになった（理工大）（教育大）。
- ・ 法人化でかなりの自己裁量が可能となり、学内需要を反映し、既定予算内で最大限、有効、効率的に対応することが重要となった（医総大）。
- ・ 施設に関して、法人本部の機能が強化され、大学の施設運営が効率化された。反面法人本部と各部局との対立も目立ってきた（医総大）。
- ・ 競争的資金、外部資金獲得の意識が向上した（医総大）。

7-2 業務の増加と自由度の小ささ

しかし大学によっては法人化後にも自由度が小さい不満がある（医総大）（旧帝大）。補助金の使い勝手の悪さ、民間との施設整備の制限などが示された。

- ・ 法人化後、施設整備費が補助金となり、補助金の適性化法によって使いにくくなつた（医総大、医総大）。
- ・ 民間と共同利用の拡大が必要である（旧帝大）。
- ・ 教員養成系大学においてもPFI事業ができるよう自由度を拡大してほしい（教育大）。
- ・ 法人化後にも国の機関と同様の法的拘束があり新たな整備手法の検討の障害となっている（旧帝大）。
- ・ 国立大学法人の土地の民間への活用を認め、施設整備の促進を図るべきである（教育大）。
- ・ 課金、費用省令の弾力化が望まれる（教育大）。
- ・ 法人化以降、移設整備予算が補助金になり使途が限定され、手続きが煩雑になった（教育大）。
- ・ 施設の維持、改修、改築及び新設のために、施設に関する減価償却の考え方を導入し、運営費交付金または施設整備補助金の中に措置されることが重要である（旧帝大）。
- ・ 施設の維持改修経費を60年スパンで推算すると、必要経費の半分しか確保できないことが判

明した。学内資産の活用手段限定の緩和策が必要（理工大）。

7-3 施設整備費不足と国の支援の充実

- ・施設整備費の不足と国の財政支援の必要性は、特に小規模大学から表明された（医総大）。
- ・施設整備費財源多様化として借入金が挙げられるが、リスクを考えると利用できない（医無総大）。
- ・国際的に見てキャンパスが貧弱であるので、魅力あるキャンパスには施設整備費が必要である（理工大）。
- ・留学生を呼べないほど貧弱である（医総大）。
- ・施設整備費が競争的に配分され獲得が厳しくなった（医無総大）。
- ・施設整備費不足は明らかであるが、今後どうしていいかわからない（理工大）。
- ・国の支援が必要（教育大、医総大、医総大）。

7-4 維持管理費不足

- ・施設の維持保全費は運営費交付金の中に算定されるが、その額も不足であることが述べられた（医総大）。
- ・学生満足度を向上させるためにはキャンパス環境、快適度の向上が必要であるが、キャンパス美化、清掃、メインテナンスの取り組みが私立大学に比較して弱いので、予算増が必要である（医無総大）。

7-5 格差問題

- ・平成13年から17年までの「国立大学等施設緊急整備5ヵ年計画」による施設整備は、大学院施設の狭隘解消、卓越した研究拠点の整備、大学附属病院の整備を目標としていたので、それに該当しない大学からはこれまでの施設費配分は格差拡大と映ったようである（医総大）（医無総大）。
- ・地方都市では、地価の下落が止まらず、大学財産を活用した民間との共同の施設整備ができない（理工大）。
- ・旧帝大及び東京の大学の改修または増築が進んでいるが、移転したばかりの大学は除いて旧六地方大学の改修は不十分である（医総大）。

7-8 今後の検討課題

今回実施した施設担当理事に対する施設管理の状況についての質問紙調査は、予想されたように各大学法人とも施設整備が、不足していることを明らかにした。これについて大学間の違いは質問紙からは判断できなかった。国立大学の施設整備の問題は、教育研究の基盤に関わり、重要であるにもかかわらず、これまでほとんど検討されてこなかった。今後はこの分野の研究が必要である。それにはいくつかの検討課題があろう。

まず国立大学や私立大学への施設整備費の総額の問題がある。これまで総額がどのように推移してきたのか。何に支出されてきたのか。運営費交付金総額とのバランスがこれでよいのか。このような問題がある。1990年代のアメリカではITによる好景気により、連邦政府の研究費補助が大幅に増額されたことがあった。その結果、各研究大学は経常的な研究費は潤沢になったが、今度は研究施設設備が不足することになった。そこで経常的研究費を施設費にも使用できることになったが、日本でも運営費交付金と施設整備費補助金との関係も検討する必要がある。

また配分の問題もある。国立大学間で施設整備費補助金どのように配分されてきたのか。教育と研究とでどのように配分されてきたのか。専門分野間でどのように違うのか。またこれまでの文部科学省の施設緊急整備5ヵ年計画の計画的・重点的整備（大学院、研究拠点、附属病院の整備）が果たして妥当であったかも検証する必要がある。

法人化後国立大学への国からの財政支援は、運営費交付金と施設整備費補助金と2本立てである。この仕組みを検討することも大切であり、国際比較しどこが特徴なのかを解明する必要もある。現在国は施設整備計画を策定、公表して、国立大学に交付している。よって国立大学は、教育研究の基盤である施設整備費が配分されるか、されないかわからないまま、中長期計画を策定することになる。施設整備計画は中期計画を含まれるものであり、財源の裏づけのない計画策定は問題である。施設整備費が別立てであるのは、国立大学の経営の自由度にどのように影響するのか。国立大学にとって施設整備費が国から措置されていたほうが教育研究業務遂行に都合がよいのか。文部科学省にとってはどのようなシステムが望ましいのか。これらの点についてもさらなる検討が必要である。

＜参考文献＞

国立大学財務・経営センター「国立大学法人経営ハンドブック(2)」第7章「施設管理」2006年

本間政雄「国立大学で今何が起きているか」教育学術新聞2006年2月1日